

事業計画の概要

1. 事業の全体計画（変更許可申請時には変更部分を明確にして記載すること。）

① 事業の概要

- ・主に、和歌山県内の建設現場から出る建設系廃棄物を収集し〇〇株式会社積替え保管場所へ運搬し積替え後中間処理場へ運搬する。
- ・主に、〇〇工場から出る汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）及び水銀使用製品産業廃棄物を収集し、中間処理場又は最終処分場に運搬する。

② 営業範囲

- ・和歌山県、〇〇県、××県

2. 取扱う産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び運搬量等

	(特別管理) 産業廃棄物 の 種 類	運搬量 (t/月又は m ³ /月)	性 状	予定排出事業場の 名称及び所在地	積替え又は保管を行う 場合には積替え又は保 管を行う場所の所在地	予定運搬先の名称及び所在地 (処分場の名称及び所在地)
1	廃プラスチック類	〇t/月	固形	〇〇建設(株) 和歌山県〇〇〇	あり(株)〇〇〇 和歌山県〇〇〇〇	(株)〇〇〇〇 和歌山県〇〇〇
2	木くず	〇t/月	固形	同上	あり 和歌山県〇〇〇〇	同上
3	がれき類 (石綿含有 産業廃棄物 を除く)	〇t/月	固形	同上	あり 和歌山県〇〇〇〇	同上
4	がれき類 (石綿含有 産業廃棄物 を含む)	〇t/月	固形	同上	あり(株)〇〇〇 和歌山県〇〇〇〇	(株)〇〇 〇〇処分場 ××県〇〇〇
5	ガラスくず ・コンクリー トくず・陶磁 器くず	〇t/月	固形	同上	あり 和歌山県〇〇〇〇	(株)〇〇〇〇 〇〇県〇〇〇
6	汚泥(水銀含 有ばいじん 等を含む)	〇t/月	泥状	〇〇(株) 〇〇工場 和歌山県〇〇〇	なし	(株)〇〇 〇〇処分場 ××県〇〇〇
7	水銀使用製 品産業廃棄 物	〇t/月	固形	〇〇(株) 〇〇工場 和歌山県〇〇〇	なし	(株)〇〇 △△処分場 和歌山県〇〇〇
8						
9						

※処分業者の本店所在地ではなく、
事業場の所在地を記載してください。

備考 取り扱う（特別管理）産業廃棄物の種類ごとに記載すること。住所は番地まで記入すること。

3. 運搬施設の概要

(1) 運搬車両一覧

	車体の形状	自動車登録番号 又は車両番号	最大積載量 (kg)	所有者又は使用者	備考
1	脱着装置付コンテナ専用車	和歌山 100 あ 11-11	3,800	株式会社△△	
2	キャブオーバー	和歌山 100 い 22-22	8,000	株式会社△△	
3	タンク車	和歌山 800 う 33-33	5,000	株式会社△△	
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

車検証の内容をそのまま、転記してください。
(「車検証のとおり」との記載は不可)

事務所の所在地	〇〇県〇〇市〇〇××番地				
駐車場の所在地	同上	※新規申請又は所在地に変更がある場合は、付近の見取図を添付してください。			

(2) その他の運搬施設の概要

運搬容器等の名称	用 途	容 量	備 考
コンテナ	廃プラスチック類、木くず	〇m ³	
フレコンバッグ	がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）	〇m ³	
水銀用容器	水銀使用製品産業廃棄物	〇m ³	

4. 収集運搬業務の具体的な計画（車両ごとの用途、収集運搬業務を行う時間、休業日及び従業員数を含む。）

(1) 車両毎の用途

①脱着装置付コンテナ専用車

廃プラスチック類、木くず

②キャブオーバー

がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、水銀使用製品産業廃棄物

③タンク車

汚泥（水銀含有ばいじん等を含む。）

(2) 収集運搬業務を行う時間

9時～17時（休憩 1時間）

(3) 休業日

日曜、祝祭日、年末年始（12月28日～1月3日）

兼務している人がいる場合は、その人数をカッコ書きで記載。
（以下の場合は、運転手5名のうち3名兼務）

日付を明記してください。

従業員数の内訳

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

申請者又は申請者の登記上の役員	政令第6条の10で準用する第4条の7に規定する使用人	相談役、顧問等 申請者の登記外の役員	事務員	運転手	作業員	その他	合計
4人	1人	0人	1人	(3人) 5人	3人	0人	11人

5. 環境保全措置の概要（運搬に際し講ずる措置、積替施設又は保管施設において講ずる措置を含む。）

(1) 運搬に際し講ずる措置

- ・ 飛散防止のため荷台にはシートがけを行う。
- ・ 廃プラスチック類及び木くずは、コンテナに入れて飛散、流出しないように運搬する。
- ・ 石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と混ざらないようにフレコンバッグに入れて運搬する。
- ・ 水銀使用製品産業廃棄物は、水銀用容器を用いて、破損しないように運搬する。
- ・ 汚泥はタンク車に入れて密閉して運搬する。

※運搬する廃棄物ごとに必要となる措置を記載してください。

(2) 積替施設又は保管施設において講ずる措置

積替え及び保管は行わない。

(第6面)
運搬車両の写真

自動車登録番号又は車両番号	和歌山 100 あ 11-11
前 面 写 真	注意事項 ・車両の前面（真正面）を撮影すること。 ・ナンバープレートが確認できること。
側 面 写 真	注意事項 ・車両の側面（真横）を撮影すること。 ・名称等の車体の表示が確認できること 既に許可を有している場合には所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「事業者名（個人の場合は当該個人名を必ず記載することとし、屋号のみの記載は不可）」、「許可番号」）が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。
	撮影 令和〇〇年〇〇月〇〇日

(第7面)
運搬容器等の写真

運搬容器等の名称	コンテナ	用途	廃プラスチック類、木くず
注意事項 ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
			撮影 令和〇〇年〇〇月〇〇日

運搬容器等の名称	フレコンバッグ	用途	がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）
注意事項 ・ 容器等の全体が写るように撮影すること。			
			撮影 令和〇〇年〇〇月〇〇日

事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法		
内 訳	金 額 (千円)	
事業の開始に要する 資 金 の 総 額	25,000	
土 地	購入費 5,000	
事 務 所 1	造成費 2,500 建設費 5,000	
事務所2	造成費 1,500 建設費 3,000	
収集運搬車両	購入費 2,000	
積替保管施設	造成費 2,000 建設費 4,000	
調 達 方 法	自 己 資 金	5,000
	借 入 金	10,000
	○×銀行	10,000
	そ の 他	
	増 資	
備考 内訳欄の事項については、事業計画に応じ適宜変更すること。		

(第9面)

資 産 に 関 す る 調 書 (個人用)

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

資産の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
現金預金	○×銀行定期預金		3, 0 0 0
有価証券	(株) ○×の株式	1, 0 0 0 株	
未収入金			
売 掛 金			
受取手形			
土 地	自宅宅地 駐車場土地	1 1 0 m ²	2 0, 0 0 0
建 物	自宅	1 棟	1 2, 0 0 0
備 品			
車 両	ダンプ	1 台	3, 0 0 0
そ の 他			
資 産 計			3 8, 0 0 0
負債の種別	内 容	数 量	価格、金額 (千円)
長期借入金	○×銀行		1 9, 0 0 0
短期借入金	△□銀行		5 0 0
未 払 金			
預 り 金			
前 受 金			
買 掛 金			
支払手形			
そ の 他			
負 債 計			1 9, 5 0 0

(第10面)

誓 約 書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第5項第2号イからへに該当しない者であることを誓約します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県知事様

申請者

住所 和歌山県和歌山市△△※※番地

氏名 株式会社 ○×株式会社
代表取締役 和歌山 健太
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

車輛の使用権原に関する証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県知事 様

(貸 主)

住 所 △△県△△市△△□□番地

氏 名 株式会社△△

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 代表取締役 △△ △△

(借 主)

住 所 〇〇県〇〇市〇〇××番地

氏 名 〇〇株式会社

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 代表取締役 〇〇 〇〇

下記のとおり、借主が使用権原を有することを証明します。

記

1 車両番号

※同じ貸主から複数の車両を借りる場合は、1枚の証明書にまとめて記載可能です。

- 2 使用目的
- ① 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の収集及び運搬を目的として、使用期間中継続して使用すること。
 - ② 借主又は借主の従業員が当該車輛を運転すること。

3 使用期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日 から 令和△△年△△月△△日 まで

誓 約 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

和歌山県知事 様

住所 〇〇県〇〇市〇〇××番地

氏名 〇〇株式会社

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 代表取締役 〇〇 〇〇

産業廃棄物処理業の許可を受けた後は、和歌山県産業廃棄物の越境移動に関する指導要綱
特別管理産業廃棄物処理業に従って適正かつ誠実に業務を行うことを誓います。

和歌山県産業廃棄物の越境移動に関する指導要綱

和歌山県外で生じた産業廃棄物を、和歌山県（和歌山市を除く。）に運搬し、保管又は処分することは原則禁止となっています。

ただし、リサイクルする場合等、和歌山県内（和歌山市を除く。）で保管又は処分せざるを得ない理由がある場合については、事前に排出事業者が和歌山県知事に協議し承認を受ける必要があります。